

ウクライナ人道危機救援金受付口座情報

1 救援金名称

「ウクライナ人道危機救援金」

2 受付期間 ※期間延長

令和8年3月31日（火）まで

3 救援金受付口

日本赤十字社本社受付口座

① ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00110-2-5606

口座加入者名 日本赤十字社

※通信欄に「ウクライナ人道危機」と記載してください。

また、受領証を希望する場合は、併せて「受領証希望」と記載してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

② 都市銀行

金融機関と口座名

・三井住友銀行 すずらん支店 （普）2787781

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 （普）2105784

・みずほ銀行 クヌギ支店 （普）0623471

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」

※御利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、直接、本社パートナーシップ推進部（電話：03-3437-7081）

に（住所・氏名・電話番号・寄付日・寄付額・振込金融機関名及び支店名）をご連絡ください。

日本赤十字社長野県支部受付口座

① 八十二銀行 本店営業部（普）983035

② ゆうちょ銀行・郵便局 口座記号番号 00540-1-31111

※口座名義はいずれも「日本赤十字社長野県支部 支部長 阿部守一」

※内訳欄又は通信欄に「ウクライナ人道危機」と御記載ください。

※御利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

（2）税法上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項に規定寄附金に該当します。

なお、本救援金については、個人住民税に係る寄付金控除の対象となりませんので、ご承知おきください。

(3) その他

- ①物品については、取扱いをしております。
- ②この救援金は、国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会、ウクライナ赤十字社が実施するウクライナ国内及び周辺国への救援活動に充てられます。また、被災者ニーズを十分に満たした場合については、日本赤十字社が紛争地域で実施する支援活動に充てられます。
- ③ 国際赤十字・赤新月社連盟及び日本赤十字社の対応の対応については、ホームページをご覧ください。

(<http://www.jrc.or.jp>)